

陳情第145号	受理年月日	平成28年3月18日
付託委員会	教育水道委員会	
陳情者	八幡東区尾倉三丁目3-22 八幡市民会館と八幡図書館の存続問題を考える会 代表 三崎 英二	
件名	八幡図書館の登録有形文化財としての届け出について	
要旨	<p>八幡図書館は、建造後50年を経過した歴史的建造物で、一定の評価を得ており、本来ならば、文化庁が所管する登録有形文化財として既に登録済みであるべき建造物である。</p> <p>また、八幡図書館は、八幡の戦災復興の象徴として歴史的景観に寄与しており、その外観及び内装に施されている意匠は建築界の規範となっている。壊されてしまうと再現することは容易でない。建物に使われている鋳さいれんがは、八幡製鐵所の鋳さいの再利用であり、産業遺産とつながるストーリーのあるまちおこしで、八幡を活性化できる重要な建造物である。</p> <p>この制度は届け出制であり、管轄部署は価値を認識して届け出る責任を負っている。また、制度上の優遇措置を受けることで、保全に係る財政的な負担を緩和できる。</p> <p>については、次のとおり措置していただきたい。</p>	
	記	
	1 八幡図書館を登録有形文化財として届け出ること。	
	2 登録有形文化財建造物制度の優遇措置を活用し、保全に係る財源を確保すること。	